二　加入する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会（法第八十五条の十に規定する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会をいう。以下同じ。）の名称
三　信用金庫電子決済等代行業の業務の一部の委託をする場合には、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の商号、名称又は氏名及び住所
2　前項第一号に掲げる事項は、銀行等（銀行又は株式会社商工組合中央金庫をいう。次条、第百条第三項、第百六十九条の三第二項、第百六十九条の四及び第百六十九条の二十三第一号において同じ。）が届出者である場合には、記載することを要しない。
（信用金庫電子決済等代行業を営む場合の届出書の添付書類）
第九十八条の五　法第八十五条の三の二第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、銀行等が届出者である場合は、この限りでない。
一　法第八十五条の三の二第三項の規定による届出の日（以下この条において「届出日」という。）を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、届出日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面
二　届出者が会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第百四十条第八号、第百六十九条の四第八号及び第百七十条の二の三第一号ヘにおいて同じ。）である場合にあつては、届出日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告（同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告をいう。第百四十条第八号、第百六十九条の四第八号及び第百七十条の二の三第一号ヘにおいて同じ。）の内容を記載した書面
（委託信用金庫との間の契約に定めなければならない事項）
第九十八条の六　法第八十五条の三の三に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　信用金庫電子決済等取扱業（法第八十五条の三第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下同じ。）に関し、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての委託信用金庫（同項第二号に規定する委託信用金庫をいう。以下同じ。）と当該信用金庫電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項
二　委託信用金庫が預金者（法第八十五条の三第二項第一号に規定する預金者をいう。）を把握するために必要な情報を当該信用金庫電子決済等取扱業者が当該委託信用金庫の求めに応じて速やかに提供するために必要な事項（当該情報の提供の頻度及び時期に関する事項を含む。）
（認定の申請書の添付書類）
第九十九条　令第九条の六の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　認定業務（法第八十五条の三の四に規定する認定業務をいう。次号及び第百六十九条の三十一第六号において同じ。）の実施の方法を記載した書類
二　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類
三　最近の事業年度（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類
四　役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
五　役員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該役員の氏名に併せて令第九条の六の三第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
六　その他参考となるべき事項を記載した書類

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］